



奈良県モニタリングポスト伝送システム定期点検委託業務（(株)日立製作所製機器）
について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和元年 11 月 1 日

奈良県知事 荒井 正吾



第1 競争入札に付する業務の内容

1 業務の名称

奈良県モニタリングポスト伝送システム定期点検委託業務
（(株)日立製作所製機器）

2 業務の仕様等

入札説明書及び奈良県モニタリングポスト伝送システム定期点検委託業務
（(株)日立製作所製機器）仕様書によるものとする。

3 業務期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 19 日

4 業務の場所

奈良県保健研究センター及びモニタリングポスト伝送システム設置施設
※詳細は、入札説明書及び奈良県モニタリングポスト伝送システム定期点検
委託業務（(株)日立製作所製機器）仕様書によるものとする。

5 入札方法

入札は、奈良県モニタリングポスト伝送システム定期点検委託業務一式の総
額で行います。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に
相当する額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数があるときは、その端
数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、
見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる 1 および 2 に該当する者がこの入札に参加することができます。

1 次に掲げる(1)から(7)までに該当する者で、その事実の有無について資格審査を 受け、その資格を認定されたもの。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当す
る者でないこと。

(2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停
止の期間中でない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開
始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。

(更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)

- (4) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
 - (5) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
 - (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年奈良県告示第 425 号）による競争入札参加有資格者で、営業種目 E2 理化学・計測機器で登録している者であること。
 - (7) モニタリングポスト伝送システム定期点検能力があると認められる者として、日立アロカメディカル(株)製又は(株)日立製作所製のモニタリングポスト伝送システムについて、過去 5 年間（平成 26 年度から平成 30 年度）で国又は地方公共団体と定期点検業務委託契約の実績を有している者であること。
- 2 第 3 に掲げる申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、奈良県の競争入札について参加停止とされていない者であること。

第3 競争入札参加資格の確認の手続

この業務の入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に第 2 の 1 の(7)に該当することを証する受託実績リスト（以下「資料」という。）を添えて知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

1 入札説明書、申請書及び資料の様式の配布

(1) 期間

令和元年 11 月 1 日（金）から令和元年 11 月 13 日（水）まで（奈良県の休日を定める条例（平成元年 3 月奈良県条例第 32 号）に定める休日を除きます。）の 9 時から 15 時まで（12 時から 13 時までを除く）とする。

(2) 場所

奈良市登大路町 30 番地

奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良県庁主棟 2 階）

2 申請書及び資料の受付

(1) 期間

令和元年 11 月 1 日（金）から令和元年 11 月 12 日（火）まで（奈良県の休日を定める条例（平成元年 3 月奈良県条例第 32 号）に定める休日を除きます。）の 9 時から 15 時まで（12 時から 13 時までを除く）とする。

(2) 場所

奈良市登大路町 30 番地

奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良県庁主棟 2 階）

- (3) 申請書及び資料を郵送する場合は、受付期間内に受付場所に確実に到着するようにしてください。
 - (4) 提出部数は、各 1 部とします。
 - (5) 申請書及び資料を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書及び資料の記載事項を証明する書類等の提出を求めることがあります。
- 3 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知
参加資格の確認結果は、令和元年 11 月 20 日（水）までに通知します。
 - 4 その他
 - (1) 資料作成に要する経費は、提出者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書及び資料は、返却しません。

第4 入札場所等

- 1 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先
〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良県庁主棟 2 階）
TEL：0742-27-8734
- 2 入札書の提出場所及び開札の日時及び場所
令和元年 11 月 27 日（水）午前 11 時
奈良市登大路町 30 番地
奈良県庁主棟 6 階 61 会議室
- 3 入札は、持参した場合に限り受け付けます。
- 4 入札回数は、2 回までとします。

第5 その他

- 1 入札保証金
奈良県契約規則（昭和 39 年奈良県規則第 14 号）第 4 条第 1 項の規定によります。
- 2 契約保証金
契約の相手方は、落札金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則第 19 条第 1 項ただし書の規定（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去 2 年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行した者）に該当する場合は、免除します。
- 3 入札者に要求される事項
 - (1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
 - (2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- 4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 奈良県契約規則第7条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 入札に関する条件に違反した入札

5 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

6 契約書作成の要否

要しません。

7 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しません。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

8 契約の解除

契約締結後、契約者について上記「7 契約の不締結」のアからキまでのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解

除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

また、提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとします。落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

9 その他

詳細は、入札説明書によるものとする。